

（仮称）浦安市まちづくり基本条例骨子案

1 （仮称）浦安市まちづくり基本条例骨子案の構成

前文

- 1 総則
- 2 まちづくりの基本原則
- 3 市民
- 4 議会
- 5 市長等
- 6 情報の共有
- 7 参加と連携・協力
- 8 健全な市政運営
- 9 広域連携
- 10 条例の見直し

2 (仮称) 浦安市まちづくり基本条例骨子案の項目と内容

項目	内容
前文	条例の制定における背景・考え方などについて記載します。
1 総則	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 まちづくりの基本原則やまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるという条例の目的について規定します。 ・条例の位置づけ 「浦安市のまちづくりの基本を定めるもの」という条例の位置づけについて規定します。 ・定義 条例で使用する用語の意義について規定します。
2 まちづくりの基本原則	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの基本的な考え方 「まちづくりは、より身近なところから行う」というまちづくりを進めていく上で基本となる考え方について規定します。 ・まちづくりの基本原則 「情報共有の原則」、「参加と連携・協力の原則」、「健全な市政運営の原則」というまちづくりの基本原則について規定します。
3 市民	まちづくりを推進していくに当たって、まちづくりの主体となる市民が持つ権利と責務について規定します。
4 議会	直接選挙で選ばれた議員により構成され、市長とともに二元代表制の一翼を担う議会の責務について規定します。
5 市長等	直接選挙で選ばれた浦安市の代表者である市長と、自治体の事務を管理執行する執行機関の責務について規定します。
6 情報の共有	まちづくりの基本原則を受け、情報共有を進める上で必要となる、市が保有する情報の公開や個人情報保護の考え方について規定します。
7 参加と連携・協力	まちづくりの基本原則を受け、参加と連携・協力を進める上で必要となる、市民の参加と市民及び市の連携・協力の考え方について規定します。
8 健全な市政運営	まちづくりの基本原則を受け、将来にわたって持続可能なまちづくりを支えるために必要となる、市政運営の考え方について規定します。
9 広域連携	広域化する行政需要に対応するため、国や千葉県、他の地方公共団体との連携・協力について規定します。
10 条例の見直し	条例の実効性を確保し、本市を取り巻く社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、条例の見直しについて規定します。